

# 温 故

第2号

須佐町郷土史研究会

「温故」二号をお届けします。今画も資料紹介を主にしましたが、この会の会誌としては、本来の役目かと思えます。

このたびは「民間祭祀」について、弥富品川氏から実地に探訪された資料を寄せていただきました。須佐町の過去、現在の姿をより多くの町民に知っていただくために、独自に調査されたものや御保存の資料がありましたらお寄せください。

本会顧問益田兼施氏が御逝去されました。

旧須佐領主後裔の御当主として、本会にも種々御指導を頂いておりましたが、痛恨の極みです。

謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

## 目次

中山忠光卿に関する須佐町の資料の中から	1
鯨寄せの分配についての資料	13
民間祭祀探訪	17
益田家墓所図	20
回天実記	23

## 中山忠光卿に関する須佐町の資料の中から

<sup>⑧</sup> 文久三年（一八六三）天誅組の盟主に推さ

れて大和に兵を挙げ、一敗地にまみれて長州に逃れた中山忠光卿が、長州路をのがれ歩き豊浦郡田耕で土民に暗殺されて非業の最後をとげるまでの足どりは今日もなお謎とされています。

維新前後をとりあつた歴史小説やそれにもとづいたテレビなどでも、その間のことは全く取りあつかわれていません。

忠光卿が長州逃旅の途次、一時須佐町弥富に足をとどめていたという史実が故佐藤良文氏（弥富出身・東京都）によって調査されたものが、御親戚の松井剛氏から提供されたものを御紹介します。（以下原文のまま）

前略、先代から私の家に伝わっております中山忠光卿の遺墨と伝えられるものを、今回

下関市中山神社宮司兼富忠一氏御所望により、同神社へ寄贈することに致しましたので、この機会に忠光卿弥富亡命中の様子につき、古老から聞いた所等をまじえ、少しばかりまとめまして御高覧に供します。維新史実いん滅防止に少しでも御役に立つことができずれば幸甚に存じます。

一九六二年十一月

佐藤良文

### 中山忠光卿長州弥富村隠棲の事跡

明治天皇の御叔父であつて、文久三年（一八六三）天誅組の盟主として大和に兵を挙げられた中山忠光卿が、元治元年晩秋、長州北豊浦で凶刃にたおられる少し前に、数人の同志と共にしばらく長州弥富村（現萩市大字弥富）字鴨原（蒲原）の全柳寺に身を寄せておられた史実はあるが、どうしたことがこの事跡は史家にはほとんど知られていないらしく、戦前に出た正親町季

董男の「天課組の主将中山忠光」にも、田中光顯伯の「中山忠光卿」にも、卿が長州に入られてからの足取りはかなりくわしく述べてあるにもかゝらず、弥富村隠棲の事には全くふれていない有様である。それに明後年は忠光卿百年になるし、また、弥富で忠光卿を眼のあたり見た村の古老の口から直接その話を聞いた世代も、今や相次いで他界しつゝあるので、筆者も少しばかりではあるが、この機会に今日まで聞いたところを一応拙文にまとめて後の人に語りついでおくこととする。

筆者は全柳寺のすぐ下で生まれ、また育つたものであるが、一九一九年に村に帰った節その頃まだ生きていた鴨原部落の古老原八次郎・原彦市両氏（その時の全柳寺住職山本達道氏も同席であった）から往時の模様を聞いてメモを書きとめておいた。このメモには一行の姓名を両古老から聞いたまゝ（文字に弱い昔の人は記憶には強かった）を片仮名でし

たゝめてあつたが、前大戦の末期の帝都連日空襲にともなう混乱でその所在がわからなくなつた。あるいは後日にまた出てくるかも知れないが、とにかく今筆者の記憶に残っている所だけを一応書き物にしておく。次の一節はその時間いたことでいまだに頭に残っている話の荒すじである。

元治元年秋、天神様（鴨原部落の鎮守）のお祭りの日であつた。われわれは、御本陣（鴨原部落の有田家の門名）の門（前庭）に立つて侍従様御一行が市（部落名）の田屋（後に出てくる松井亀之丞宅の門名）から四つ辻（地名）を通つて全柳寺に向われるのを迎えした。御一行はお寺に到着かれてからは、毎日剣術の稽古をせられた。御一行に身近に奉仕した部落の青年は有田歌治（前記御本陣の若主人で現在の節子さんの曾祖父）と佐藤甚三郎（後に安野と改姓した筆者の叔父で元弥富村長岩本繁昌氏夫人いまさんはその孫の一人である）の両人で、当

時歌治は十一才、甚三郎は十四才の青年であつた。侍従様はお若くてたいへん恰幅のよいお方であつた。或る日何事か知らぬが、たいへんな大口論があつたと思つたら、その翌朝は御一行の姿は弥富から消えてしまつていた。その時、万吉という者が取り残されたので、原平助（現原健次郎氏の曾祖父）がこれを萩までつれて行った。それから暫くして侍従様が豊浦の某地でお殺されになつたという報が伝つて来た、云々。

最近筆者の実姉山根ももよ（八十一才）に本件につき母や叔父から聞いて記憶していることはないかと照会したところ、主として母から聞いたこととして左の話を伝えてきた。母は忠光卿が見えた時は十六才の若妻であつた。

一行がどういふ経路をたどつて弥富に来られたかはわからないが、いずれこそよ毛利家

の世話でひとまず須佐に来られ、益田家の世話

で須佐から弥富へ来られたことはまちがいない。

一行の人数は六名または七名であつた。その内で今も（姉が）名を覚えているのはホツタモン

タ、シマナンバノスケと中間万吉（或は三吉）

である。御滞在中は須佐からさし向けられた侍

が二、三人詰めており、御膳部は益田家からの

御仕出しであつた。お召し物も益田家から新調

して届けられたもので表は緋ちりめん、裏は白

羽二重、中に真綿の入つた筒袖の物であつた。

たびたび弥富川へ釣りに行かれたが人に見ら

れることは好まれぬらしく、物かげに身をかく

されることもあつた。お見受けしたところ十七

八才かとも思われる色の白いすばらしい美男子

で髪は総髪に結んでうしろにたらしめておられた。

文亭（筆者の父で当時二十六才）は、たびたび

呼ばれて暮のお相手をしたが、その間も口は一

口もきかれず、時々アツハツハと笑われるだけ

であつた。帰る時に「医者また来いよ」と言わ

れたこともあつた。一行が村を去られる前晩はげしい口論があつて、そのあとでみんな坊主になられた。

その晩おにぎりの弁当が沢山作つてなげしに掛けてあつたが、翌朝歌治・甚三郎が伺つたときにはすでに落ちて行かれたあとで、万吉が一人残されていた。御脱出については、慈海和尚が僧衣をお着せしたものらしく、例の筒袖は残して行かれた。これは形見としてあとで和尚から関係者に分配せられ、佐藤へは片袖贈られた。御公卿の着物であるからお守りになるというので、もらった人は大低さらしに知人におすそ分けしたが、中には病氣の時、その小切れを煎じて飲んだ人もあつた。後年右馬次（文亭の長男・医師）が東京遊学中豊浦の人から聞いた話では、一行は弥富を発つてから何日目であつたか知らぬが、或る庄屋（？）の謀略で酒宴に招かれ、呼び出されて殺されたということであつた。お連れの

うちには大へんな怪力者が居て（全柳寺の石段を登りつめた所の両側にある大石柱を持ち上げて二、三度地をついてみせた人がいた。また、一人恐しい長刀を持った人がいて、この人は忠光卿をつれて山の尾根づたいに逃げる途中、それで幾人殺したかわからず、またやぶを切り開いたこともあつたとかで、刀の刃はめちやめちやに欠けていた云々。

姉は終りに、これで私は聞いたことを伝えて安心した。私が居なくなればこの事を知っている人が居なくなるので、と書きそえている。

一方全柳寺の現住職山本康道氏からは左の通りお便りをいたゞいた。

「当山の記録“覚”七件のうち、三件目に文久三亥年京都市中山公御入国につき、旧曆十月十日頃より同二十九日まで御宿仕り候えども、御礼少しも御受け申さず候事とあり、明治三年四月、奥阿武郡弥富村禅家全柳寺慈海（印）、莊（庄）屋松井龜之丞殿となつている。また、当

山には公が乗つて来られた籠があるが、甚だ老朽し保管に困っている云々」

また、筆者の家には忠光卿が書かれたと伝えられる左の俗謡と和歌とを一枚の半紙にしたゝめたものが伝っている。

但し落款はない。

○ほれた同志の蓬い合傘に

しよっぱりぬれてうれしき夜の雨

○声立てゝ鳴やこの家の友千鳥

心なき身もあわれとぞ聞

左端に細字で元治子の年中山侍従様御自製

松井亀之進方にて

と記してあるのは、父文亭の筆である。松井亀之進（正しくは亀之丞）というのは当時の庄屋で、前に述べた有田節子さんはこの人の曾孫でもある。

こゝで問題になるのは、その年が全柳寺の記録では文久三年となっており、遺墨の傍記では元治元年となっている一条である。これ

は、全柳寺の記録は明らかに数年後に書かれたものであり、また、文亭の傍記も必ずしもその直後であったとは限らないので、その時どちらか一年勘違いしていたによることは明らかである。然らばどちらが正しいかとなるとその決定は確実な資料による考証にまたなければならぬが、筆者一人の感じとしては

一、古老と会談したとき、古老二人とも、あれは元治元年の秋であった。（註・元治元年は第一次長州征伐の年で藩民にとっては忘れられない年であった）と語り出し、それにつき何らの疑問を抱かせなかったこと。

二、忠光卿が弥富を発たれてからしばらくすると遭難の報が伝わって来たという話で（それが間もなくであったかぢぎにであったかその言葉は覚えていないが）とにかくその時得た感じでは、せいぜい数週間とでもいう程度のもので、とても一年以上も経つてからというような印象を与える表現ではなかったこと。

三、卿が全柳寺に身を置けなくなった事情は長州征伐で長州藩の形勢が逼迫して来たことに関連があるように思われること（註・年表によると長州征伐が布令されたのが元治元年八月、長藩が謝罪恭順に決めたのが十一月十二日、須佐の藩主益田右衛門介を含む長藩三家老の首級を献じたのが十一月十四日―何れも旧暦である）の三点からして、どうしても元治元年の方が正しいのではないかという気がする。

ごく最近、たまたま筆者の家の古文書の中から巻紙にしたゝめた一文が出て来た。署名も日付もないが、前記遺墨の由来ならびに忠光卿滞在中の様子を語る貴重な文献であると思われるので左にその一文を引用しておく。

「別紙（遺墨）は故中山侍従様の御自筆にて元治元年旧十月九日、長門国阿武郡弥富村庄屋松井龜之進方に着、御一泊、その夜親ら認めて床の間の上に置かれたりしものを当時

松井の食客にして現に石見国美濃郡飲浦神官たる中島浪江（六十三、四位）という者より佐藤右馬次の父軍医某が受取りしものにて、右馬次が一、二年前、父の軍服の肩章にて包み財布中にありしを見出したり。さて翌十日は丁度天神祭なりしが、夕方御籠にて益田右衛門（介）領地内全柳寺に御移転潜伏せられたり。（中略）全柳寺に二十日間御滞在、十月三十日同志者終夜激論の求剃髪僧衣を被り脱送して豊浦郡滝部村に赴き、同地の名主にて俗論党たりし某の奇計に陥り、同志者一同殺害せられぬ。激論は益田氏の藩論一変し、保護を与えざることゝなりし故かとも思われる。同志者は鳥灘之進、ハンダモンド、ウエダソーコー、ヤマグチマツゾー外二人、従僕一人、益田家よりの接待役、多根卯一郎（現存）、金子尚一、全柳寺には今も御遺物あり、御籠はその一なり。もとは二棹ありしという。全柳寺は田舎にしては収入多し。右の事情にて別紙（遺墨）は後絶筆かと思われる

(後略)

右は筆者の兄右馬次(明治四十五年没)が後日の為にと母や叔父から聞いたところを書きとめておいたものらしく、その時期は父文亭の死んだ年(明治二十二年)や、右馬次の筆跡が比較的若い頃のものであること等から推して、大体明治三十年頃かと思われる。文亭は漢方医であつたが、第二次長州征伐の時には軍医として従軍、石州大田町に相当長く駐留し、それに対する恩賞として士族に取立てられたと聞いている。肩章とあるのは幅約十センチ、長さ約四十センチの白地の小幟でそれに「藤原・文亭」というようなことが書いてあつたのを覚えているが、これも前大戦末期の混乱期にそれを入れてあつた財布もろとも見失つた。

最近嵯峨氏から借読した正親町季董男著「天誅組の主将中山忠光」に載っている忠光卿の遺墨

夷狄らと共に夷狄もつたずして

いかで皇国のけがれすゝがん

の写真を見たが、これを前掲の二つの歌の筆跡と比べてみると大部趣のちがう点があるので、早速、古書鑑識眼の高い畏友佐藤寿郎氏に所見を求めたところ、第二の和歌(声立てて)の方はどうも別人の筆かと思われるが、第一の俗謡(ほれた同志)の方は前記「夷狄らと」と比べて一見多少感じの違いがないでもないが、この程度の相違は古来、同一人の書についてもしば見られるところで、必ずしも問題ではない。落款こそないが、その頃の事情を考え合わせ、これが忠光卿の筆であると考えてさしつかえ無いように思うとのことであつた。この見解によると、二つの歌はおそらく忠光卿と、今一人の同志との寄せ書きであろうということになる。然し、いずれにしてもこれが忠光卿一行が敗戦に続く亡命流浪の旅を重ねて弥富に着き、その感慨深き一夜を庄屋の家で過ごされた折り

の所産であつたことには間違ひなく、やはり貴重な文献たるの価値を失わないと思う。

右の二つの歌は、今回掛軸に改装してその裏に由来を略記し、また、忠光卿の孫にあたられる元貴族院議員侯爵嵯峨実勝氏（母堂仲子夫人は忠光卿の遺児）の記念署名を頂戴し前記右馬次の遺文書もこれにそえて下関市綾羅木なる中山神社に奉納し、今後の保管をお願いすることにした。卿逝いて九十有八年、その間地震、戦争、空襲、近火その他、幾多の変遷流転を重ねたにもかゝらず、右遺墨は幸いにして事なく、今回卿の神留ります社に納めることができたことは、まことにこの上ない喜びである。不思議な御縁で筆者の父も叔父も短時日ではあつたが忠光卿に身近にお仕えし、また御遺墨と伝えられるものを筆者の家に伝えて来た関係上、その当時の模様を後世に伝えておくことも、また筆者の責務であると感じ、まわらぬ筆を馳つてこの一文

を草した次第である。倒幕維新運動の尖端を行きながら、時未だ到らず、その鴻業の成る日を見ずして、痛ましくも豊浦の辺地に果てられた烈士忠光卿ならびにその同志の眠り願わくはとこしえに安かれ。

昭和三十七年十一月

出生地 山口県阿武郡弥富村蒲原

現佳所 東京都大田区馬込町西四丁目

二三番地

文亭末子

佐藤良文  
明治二十二年生

### あとがき（要点のみ抜粋しました）

一、前記の中に出てくる人達の名には、その子孫の代表的な人の署名を記念として頂戴し、それぞれの居住地郵便局の日附印をそえて中山神社に納めさせていたゞいた。後年何かのことに役立つことがあれば望外の幸せである。一つ残念なことは、大正八年に筆者に忠光卿の思い出を聞かせてくれた原両氏の内、原八治郎氏は

子なくして死に、又、原彦市氏も大正十年頃  
弥富村を襲った悪疫のため、嗣子と枕を並べ  
て他界し、何れも署名すべき後裔を残してい  
ないことである。以下記する所は直接忠光卿  
に関する事項は少ないが、関連があり考証的  
な意味からも補足訂正を加えて述べておく。

二、全柳寺で忠光卿に奉仕した部落の青年  
有田歌治、佐藤甚三郎の年齢は、古老から聞  
いたときの印象を辿って何れも当時十五、六  
才の青年であったと記したが、その後入手し  
た資料によると、歌治氏は明治三十一年四十  
五才で死亡しているので、元治元年には十一  
才であり、又、甚三郎氏は筆者の母より二年  
年少であったとのことであるから、当時十四  
才であったことがわかった。なお年齢はいず  
れも数え年である。

歌治氏を「御本陣の若主人」と記したが、当  
時は父三左衛門氏（明治二年没）がまだ在世  
中であつたから、嗣子と記すべきであつた。

三、一行全柳寺宿泊に当っては、市部落の松  
井仲左衛門「門名は目代所、弥富村長故松井章  
吉氏の父、現医師松井正道氏の祖父」方から夜  
具類を運び込み、蒲原部落の原忠平氏（原幹市  
氏の父）が何かと一行の雑用をしたことも判明  
したので、その後裔者の署名もいたゞいた。

四、手記中に引用してある右馬次の遺文書で  
はじめて姓名に接した中島浪江、多根卯一郎、  
金子尚一の三氏については、それぞれ筋を辿つ  
て調べた所、いずれもその子孫が現存しておら  
れることが判明、いずれも数度興味あるお便り  
をいたゞき署名もいたゞいた。これらは右馬次  
の遺文書が極めて信憑できるものであることを  
裏づけるものであつた。

五、右馬次の遺文書に、当時、松井の食客と  
して現在飯浦の神官中島浪江（六十五才位）云  
々の一節があるが、その後入手した資料による  
と、右浪江氏は食客ではなく、松井家の養子で  
あつて、松井直右衛門と名乗っていたのである

が、その後松井家に実子が相ついで生まれ、男子が五名にも達したので、浪江氏の存在も自然浮いたものとなり、その辺の事情を知らぬ世間の目には食客と映じたものらしいことが判明した。浪江氏はその後奇兵隊に加わり第二次長州征伐には石州口に転戦しており、おそらくそれが縁となつて中島正男民に迎えられて同家を継ぐことになつた（明治三、四年頃）ものらしく、現当主中島正国氏（元明治神宮権宮司）はその孫である。余事ながら中島家には浪江氏が戦場で使用したゲベル銃が伝わっていた。

六、右馬次の遺文書が書かれたのは明治三十五、六年頃で父文亭の財布の中から忠光卿の遺墨が発見されたのはその一、二年前、即ち明治三十四年頃であり、文亭は途中で急逝したために遺墨の引継ぎをする機会を逸したものでらしい。文亭の死んだ時は筆者はまだ母の胎内にあつた。

七、多根卯一郎（明治四十二年没）とある仁は、真影流の達人であつた由で署名をいたゞいた多根久子さんは曾孫である。

八、小学校ができる前弥富へは「金子先生」が見えて、子弟を教えておられ、右馬次もこの方から漢字を習つたが、この「金子先生」というのが金子尚一氏であることが、尚一氏の孫で目下北九州市小倉居住の金子さんのお便りで判つた。漢籍の造詣が深く明治になつてから近在の各村に塾を開いて巡廻教授をしておられた。つまり益田家からは金子、多根と文武の達人それぞれ一人ずつを選んで忠光卿の接伴に当らせただけである。

九、益田家の御当主兼施氏からいたゞいたお便りの中、元治元年益田家最暗黒の日について述べておられる左の一節は涙なくしては読まれぬものがある。

「詳細の事情は詳かに致しませんが、兎に角藩政急変の結果、祖父親施等の切腹、更に一時

ではありましたが、家名断絶ということになり、私の父は、当時二才でありましたが、苗姓御神本姓を名乗るといふ状況で、中山卿のお世話が不可能となり、ひいてはあの様な御最後を遂げられる仕儀と相成ったものと推察されますが、いずれにしても何とも申しあげようもない残念のことで、何か私共まで申し訳ない様な気が致します。」

なお、首の無い領主の遺骸が駕籠で弥富を通って須佐に帰られるのを涙で送迎した話を聞かせてくれた原八治郎、原彦一の両古老の暗い表情が、今なお筆者のまぶたに焼きつけられている。

十、郵便局印を集める際いたゞいた大和鷲家口郵便局長河井敏氏のお便りに左の一節がある。

「当地には天誅組の戦跡が多く、総裁松本謙三郎、吉村寅太郎その他志士の墓所がありますが、吉村寅太郎戦死の地に建立された碑

文によりますと、中山忠光卿が落ちられる時、鷲家口の船津氏邸前（現船津酒造会社）一の谷付近で「中山侍従忠光卿只今お通り」と志士が大声を発すると、敵方の藤堂藩士をはじめその他の将兵は忽ち平伏してその道をあげたと伝えられております。たゞしこれはあくまで伝説であつて、記録には残っておりません。昨年は天誅組大和義戦百年祭が当地に於て盛大に営まれました。」

なお、ついでながら、右にあるように鷲家口の戦が文久三年九月二十四日であつたという事実は、当時の交通事情その他と考え合わせ、忠光卿一行の全柳寺仮寓が文久三年十月ではあり得ず、元治元年十月であつたという考証の資料にもなると思われる。

昭和三十八年十月二十九日

佐藤良文

## 鯨寄せの分配についての資料

(山口県文書館資料)

かつては、この北浦日本海沿岸は捕鯨が盛んで、有名な長門市青海島通浦の鯨組や今も残る鯨の墓でもわかるように、各地に鯨見張りの櫓が設けられ、捕鯨組織が作られていました。

「鯨一頭獲れば七つの浦が賑う」とさえ云われた程で、捕鯨は藩財政をうるおす大切な資源でもありました。この鯨分配の定めは明暦三年(一六五七)に定められていますから、毛利藩防長移封後、藩が北浦産業の重要な一つとしていち早く目をつけていたことがうかがわれます。

鯨が発見されると浦人はもとより、それ以外の住民たちもそれぞれ協力して岸に追い寄せ捕獲に従事したようで、その時々分配のしかたが藩令によって定められていました。

## 鯨分口之箇條 (山口県文書館資料)

一、寄鯨之儀は御蔵入之浦え寄申候は三つに

わけ忝つ分公儀え差上忝つ分浦人え被遣儀

二候 給領之浦え寄候鯨之儀は三つにわけ忝

つ分公儀え差上忝分給主え忝つ分浦人え前

々より被遣来候間 自今以後

此辻を以沙汰可被申付候 御蔵入給領共に

浦近所之地方之者残用薪明俵等其外浦人に

相添肝煎候所之儀は浦人江被遣候 三步忝之

鯨之内を以浦人掠了次第地方えも遣候様沙

汰可申付候事

付 寄鯨浦人計にて漕寄候儀不成相候時は

尤地方より加勢可仕候 左候時はわけ口之儀右

之次第可被申付候事

一、御蔵入給領共二一円二浦人居不申地方計

之所江寄候鯨之儀は地方之者つなぎ置注進

仕浦人之ごとく肝煎申にて可有之候条 左様

之所之儀は浦並之わけ口に沙汰可被申付候

事

## (口 訳)

一、寄せ鯨については、公儀の浦へ寄せ獲った

分は三つに分け、二つ分(三分の二)は公儀

へさし上げ、一つ分は浦人へつかわされる。

給領の浦へ寄せて獲った鯨については三つに

分け、一つ分は公儀へさし上げ、一つ分は給

領主へ、一つ分は浦人へ前々からつかわされ

て来た。今より後

この方法をもって指示されたい。公儀、給

領とも浦に近い所の地方の者が鯨寄せの雑用

や薪、空き俵などその他浦人に協力したもの

については、浦人へつかわされた三分の一の

鯨の中で、浦人が入手次第、地方の者へもつ

かわすよう指示すべきこと。

付 寄鯨を浦人だけで漕ぎ寄せることができ

ぬ時は、勿論地方の人から加勢すべきである。

そのような時は、分配についても右の仕方

と同様に申しつけられるべきこと。

一、公儀、給領ともに、その地方に浦人が居ら

一、寄鯨之儀自然地方之者見出候ば注進申候  
ば其見付申候者えは浦人え被遣候鯨之内二  
而浦人並二配当可遣事 左候時は下として相  
論有間敷候事

一、寄鯨之儀御国中之者之儀は近々より其催有  
之付寄道具及誘造作仕候由に候間 公儀え被  
召上候運上之儀 先拾歩一に被相定候条 当分  
之儀は此辻を以上納可仕通可申渡候事

付 鯨寄中用意仕候初手之儀は寄道具及誘  
造作入之運上一年免候条 弥諸浦共二鯨寄作  
手立仕候様二可申渡候事

己上

右之分二鯨分口之儀相定候条此辻を以沙汰

可被申付 己上

明曆三 三月廿八日

堅 安房

益 越中

毛 隠岐

毛 宮内

ず、地方人だけの所へ寄せた鯨については、  
地方の者がその鯨をつないでおき、報告をな  
し、浦人と同様に働いたのであるから、その  
ような所については、浦人なみの分配を申し  
つけられるべきこと。

一、寄鯨につき、偶然に地方の者が発見した時  
は、報告したならば、その発見した者へは、  
浦人につかわされた鯨の内で、浦人なみに配  
当してつかわすべきこと。そのような時は下  
の者は争いを起さぬこと。

一、寄鯨につき、御領内でこの事にたずさわる  
者については、近い内に寄鯨の催しがあるの  
で、鯨寄せの道具及び誘い寄せの仕かけをす  
る由であるから、公儀へ召しあげられる費用  
は、先ず十分の一に定められたので、当分の  
間はこの方法をもって上納するよう申し渡す  
べきこと。

付 鯨寄せの内用意した初手については、寄  
せ道具及び誘い寄せの仕かけの費用は一年間

免除するので、益々各浦共に鯨寄せの手立て

と怠りないように申渡されるべきこと。

以上

右の通りに鯨分配の件定めたので、この様に  
指示申しつけられるべきこと。 以上

明暦三年（一六五七）三月二十八日

堅田安房

益田越中

毛利隠岐

毛利宮内

井上忠右衛門殿

## 民間祭祀探訪

品川 晴

「別火にして斉行する森住社の祭り」

別火とは祭に直接たずさわる者の食物その他一切は他の者と区別して別の火で調えるしきたりのこと)

森住社 須佐町弥富下六区(峠、大森)に

(埵力)

鎮座、祭神は熊野権現・蔵王権現と云われる。

この祭りに関する記録の類は現在残っていないが、地元で代々語り伝えられたものを資料にすると、年月等には多少の相違はあるものゝ、何れにしても永い間地元民が祖先から受けついで、今もって斉行(祭を行う)を続けており、その起りには一つの事件がまつわっている。

時は明治八年(百五年前)弥富峠と下畑部落は村の中心を流れる田万川を境としているため、交通は木橋が唯一の通路となっていた。この木橋が朽ちたので、橋のかけかえを二

部落で相談して、その木材を現在祠のある所の松の太木をあてることになった。時の中横屋(神職)に神慮を伺い、よろしいということ、早速その松の太木を伐り橋を架けたところ、昼間と云うのに狐が部落中を鳴き走り、地元民は何か不吉の異変が起らねばよいがとおのゝき合った。不安は適中しその直後疫病が発生し、その為に屯死、発狂、銃で自殺する者などが続出した。地元民は驚きおそれて、時の丸山八幡宮社官神野主杖に依頼して神慮を伺ったところ、その松はグヒン松(宮嬪松)とて、天狗の宿る松で、その祟であるとのことであつた。人々は驚いて早速祠を建て鎮魂の神事を行ない、それ以後は異変もおさまつたと云う。両部落は尔来四、七月の年二回祭事を怠たらず、それにたずさわる者は、当屋(祭りの世話人)を始め、一同七日の「別火」をなし身心共に潔斎の上奉仕し現在に至るまでその行事は受け継がれて行なわれている。以前は神事にたずさわる者は男子に

限られていたが、人口過疎の時期となり、女子も参加するようになった。現在は男子は神事を行ない、女子は直会を受持っている。又「別火」も祭りの前一日が多く、中にはそれ以上行なう者もある。かつて伐られた松の代りには、向いの山に新たに松が植えられ、現在は大木となっており、四月の祭りには当屋が御幣を持参し松の木に納めている。尚祭りに際しては各戸糯米一升（二回分）を納め、参加者は毎回粳精米二合を持ち寄り、糯米の半量でその時の祭りの供え餅と部落民の頂く餅について供える。以前はその外に海水、海藻を当屋が海辺まで採りに行き供えたものであるが、今は略されている。直会には、むすび、なます、酒二升と云うことで、両部落民のなごやかな睦みの場ともなっている。

## 「天荒神社の神餅祭」

俗に「煮流し」とも云われている。社は弥富下、上田原に鎮座する。

防長風土注進案によると、勧請は不詳、祭神は素戔嗚尊とあり、現在祭日は十一月十四、十五日である。氏子は上田原、下田原で神事の記録はないが、祖先よりの伝承で百年以上続いている。伝によると、昔悪疫流行し死者続出したので、社に平癒厄除を祈願したのが神事の始りで一戸当り糯米六合、小豆二合を持ち寄り男子のみで餅をつき供餅十二個を作り、他は塩味の又り餅として境内の八ツ手の葉にのせ、五本箸（手づかみ）で食い放題とし、残りは適宜に切つて小豆と共に煮込み（ぜんざい風）大鼓の合図で全戸食器を持参し境内の青竹で杓子を作つてすくつた。残りは持ち帰ることを許されず、無くなるまで夜を徹して食べつくす。持ち帰って悪疫再発があつたと云う。かつては神事は男子のみであつたが、今は女子も参加する。

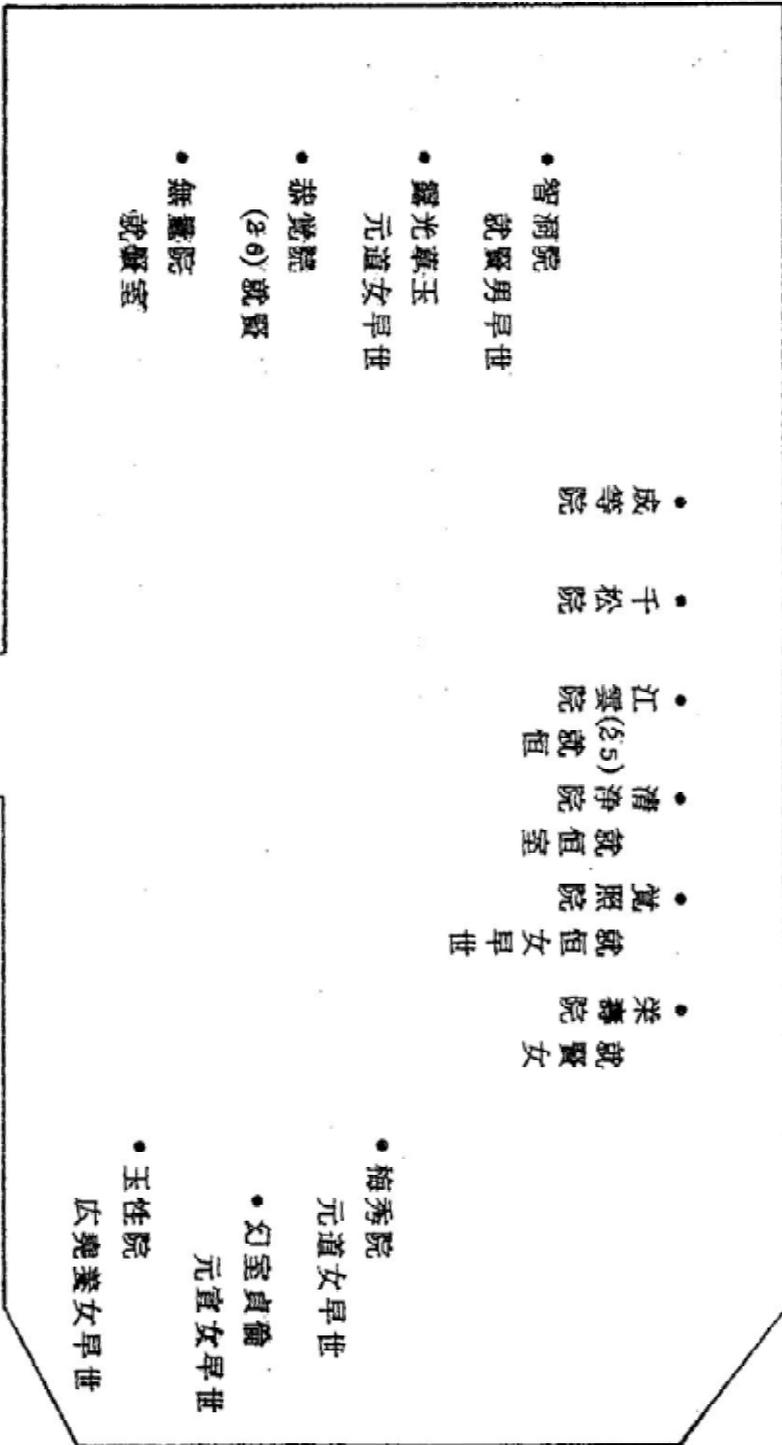
## 旧領主益田家について

益田家は大織冠藤原鎌足十七代藤原国兼を始祖とし、永久年間（一一一三―一一一七）石見国一ノ宮に下向し御神本と称した。国兼の曾孫兼恒（兼高）は源氏に属して軍功があり、石見押領使となつて益田に移り七尾城を築いて拠り益田氏を称した。二十代元祥は文武に秀れ、大閤秀吉朝鮮の役で毛利輝元に従つて参謀としてその真価を發揮、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原役後、徳川家康は元祥の利器を惜んで旧領安堵を以て招いたが応ぜず、毛利氏削封に従つて須佐に移り、敗戦毛利家の危機を救つた。尔来萩藩筆頭家老として代藩の重鎮となつた。

三十三代親施は吉田松陰に学び、松下村塾と須佐育英館との交流も盛んに行なわれた。

嘉永六年（一八五三）ペリー来航の時は浦賀総奉行として沿岸警備に卓功あり、幕末多事の際は公武間の周旋等国事に奔走したが、禁

門の変によつて家老福原越後、国司信濃と共に藩主の責を一身に負い、元治元年（一八六四）十一月十二日徳山惣持院で割腹し、三十二才で劇的な生涯を閉じた。益田家墓所は笠松山麓及び紹孝寺後丘にあり、元祥以下代々の霊が葬られている。



( ) 内の数字は初代国兼よりの代を示す

( 20 )



# 回天実記上卷

伊藤清久氏提供

嘉永六年癸丑（一八五三）、安政元年甲寅

（一八五四）ノ間、外夷交通ノ事起ルヤ国歩艱難幕政衰エルニ當ツテ、藩主忠誠公八列藩諸公ニ卒先シテ尊攘ノ大義ヲ唱エラレ、我が益田越中（後改メテ右衛門之介）親施公ヲ擢デテ補相（補佐の重臣）トナシ、専ラ藩内ノ士氣を鼓舞振興セシメラル。是ニ於テ小国融蔵武彝、田村育蔵直道、大谷撲助実徳、河上範三俊慎等親施公ノ内命ヲ蒙リ、大イニ国事ニ奔走シ、文久三年癸亥（一八六三）献兵（公ノ為ニ兵ヲ出ス）ノ員ニ加ワリ、御親兵トナレリ。全年八月、我藩堺町御門ノ戍ヲ奪ワレ、藩主及ビ藩士ノ入京ヲ禁ゼラルルヲ以テ、親施公八大谷撲助ヲ国ニ還シテ、勅旨ヲ奉ジ、親ラ三条実美卿ヲ始メ脱走七卿ニ供奉シテ帰藩復命アリ。翌元治元年甲子（一八六四）ニ至リ（七卿及ビ藩主ノ冤（無実の罪）ヲ訴ルノ議大イニ起ル。久坂義助等藩内忠勇

ノ志士團結シテ隊ヲ為ス者及ビ各藩浪士ノ我が藩ニ寄寓スル者ヲ率イテ脱藩大阪ニ奔ル。是ノ時賊魁（カシラ）会津、彦根、藤堂、戸田ノ諸兵九門ヲ護衛シ、藤堂兵八伏見ニ出張ス。京摺（京都、大阪）諸道戒嚴、久坂義助特ニ大谷撲助、藤村幾之進ヲ選ンデ表（上申書）ヲ齎シ、衆ニ先ジテ行キテ啓カシム。二人奮然直チニ淀ニ赴キ城門ヲ叩キ呼ビテ曰ク長門脱藩ノ士 君侯ニ面謁シテ陳請スル所アラントス。時ニ稻葉公八征夷府閣老タリ、将二人ヲシテ二人ヲ逮捕セシメントス。撲助愠ツテ曰ク、我兵二人ノミ、敢テカヲ以テ抗スルニ非ズ。縛セント欲スレバ則チ縛セヨ、我等素ヨリ禁ヲ犯スヲ知ル、然レドモ主冤（主人ノムジツ）ヲ訴フルハ臣子ノ情誼、自ラ已ムコト能ズ。今一表ヲ持シテ懷ニアリ、徑ニ君侯ニ達セシメバ此ノ身縛スベシ、此ノ表奪ウベカラズ、ト乃チ衆ヲ排シテ進ミ、此ヲ老臣ニ与ウ。侯二人ヲ客舎ニ延キ（ヒキ入レル）厚ク待遇セシメテ其ノ表ヲ還ス。二人曰ク

侯八征夷府ノ政ヲナス、今天下ノ志ヲ通ズル  
コトヲ為サザレバ何ヲ以テソノ責ヲ塞ガン、  
然レドモ敢テ謂ワザルナリ、往キテ松平肥後  
守ニ達センノミ、而シテ吾輩入京ノ禁ヲ犯ス  
八責藩ノ之ヲ為サシムルナリ云々ト。老臣等  
言屈シテ遂ニ其ノ表ヲ受ク。二人辞シ去リテ  
天王山ニ至レバ、久坂義助等衆ヲ督シテ巳ニ  
屯營セリ。實ニ六月二十六日ナリ。福原越後  
国司信濃、親施公ノ三国老相尋ネテ国ヨリ至  
ル。親施公ハ始メ男山ニ滞陣シ、七月十七日  
ヲ以テ大挙入京ノ議ヲ決シ、更ニ陳ヲ天王山  
ニ移サル。

七月十八日弘暁福原ノ一軍八伏見街道ヨリ  
進ミ、国司ノ軍八嵯峨天龍寺ヨリ出發、来島  
又兵衛氏力士隊ヲ率イテ之ニ從ウ。久坂義助  
各藩浪士ヲ指揮シテ竹田街道ヨリ進ミ、鷹司  
邸ニ入ル。小国融藏軍監、田村育藏(勤務不  
詳)大谷撲助(斥候使者)河上範三等又此ノ  
中ニアリ。我方須佐兵八組士、遊軍半隊、町

兵新撰隊半隊ヲ合シテ増野又十郎司令官トナリ  
久坂氏ノ軍ニ從ウ。親施公ハ中軍總督トシテ天  
王山本營ニ在リ、国司ノ一軍先ズ兵端ヲ開キ、  
各軍相応ジ一時頗ル激戦ナリシガ、来島氏戦死  
福原大夫負傷、我方軍利アラズ、久坂氏等事遂  
ニ成ラザルヲ計リ鷹司邸ニ於テ屠腹ス。田村育  
藏モ直ニ馳セテ其ノ列ニ加ワリ屠腹ス。敗軍ノ  
報続々天王山本營ニ達ス。益田丹下軍ヲ撤シテ  
帰国スベキノ議ヲ発シテシバシバ親施公ヲ促ス  
公遂ニ其ノ策ニ從ウ。是ノ時諸軍ノ兵三々五々  
本營ニ歸ル者踵ヲ接ス。鷹司邸ノ一軍ハ主將久  
坂氏屠腹ノ運ニ遭遇シ、將士相会シテ退軍ノ議  
ヲ定メ、邸ノ諸門ヲ開キ一斉に発砲シ、轟然百  
雷ノ耳ヲ衝キ、硝煙四散暗黒ノ中ニ劔戟ヲ閃カ  
シテ外夷ヲ衝キタリシニ、敵兵死傷無算狼狽シ  
テ其ノ銳鋒ヲ避ケタルヲ以テ天王山ニ歸ルヲ得  
タリ。此ノ役ヤ澄川健藏正義、中村惣治藤信、  
中尾易三郎宣足等戦死ス。但シ其ノ他ヲ詳ニセ  
ズ。此ノ義拳ニ先立ツ数日、世子君八千有余ノ

(地力)

士卒ヲ從工登京ノ途ニ登ラレ、三田尻ヨリ上船、既ニ備後海ニ到リ、天王山ノ敗報ニ接シ直チニ帰国アリ、是ノ時ニ当リ藩内ノ俗論党ハ機会ヲ失ウベカラズト沸騰シテ正義派ヲ圧倒シ、両君公ヲシテ朝敵ノ罪名ヲ被ラシムルニ先立ち、為ス所アラントスルノ議起レリ、故ニ三国老ノ藩主ニ拜謁スルヲ許サズ、三国老ハ各山口近傍ノ地ニ姑ク滞在スベキニ決シテ親施公ハ大道村居住家臣三好久平宅ニ寓セラル。

八月六日日没後親施公ハ僅カニ六、七各ノ陪隨ニテ歸邑アリ、邑中肅然、士民一般寢食ヲ安ゼズ、主君ノ身上如何アラント大イニ憂慮セリ。于時幕府徳川氏ハ長藩征討ノ号令ヲ諸藩ニ下スノ風説アルヲ以テ藩内ノ俗論益々沸騰シ、曾テ譴責ニ因リ退隱セシ毛利伊勢太夫ヲ要路ニ拔擢シ、君命ヲ矯リテ専ラ恭順ヲ唱工、遂ニ益田、福原、国司ノ三国老ヲ支藩徳山ニ幽囚スル事ヲ謀ル。全月十日日本藩御目

付笠原隼之介、物頭公田仲人其ノ他警衛ノ士卒（矢田仲衛）  
数人須佐ニ来着セリ。

御沙汰書写

益田右衛門之介

右思召ニ不相叶趣有之 毛利淡路守様へ

被成御預候 此段可申聞旨候事

全十一日 御発輿、栗山翁輔、安富九郎兵衛、荻

野咸左衛門、松原仁蔵、石川完蔵、中村藤馬、

御馬屋組儀吉等供奉ス。

全十三日 徳山御客屋ニ着泊アリ。

全十五日 操寿院（惣持院）ニ禁固セラル。家臣

一名ノ外伺候スルヲ許サズ、安富九郎兵衛其ノ

撰ニ当リ他ハ各々徳山市街へ散居潜伏セリ。是

ニ於テ須佐邑中心心洵々口耳相接シ主君救援ノ

策ヲ画ス。

全十七日 大塚浪江宅ニ於テ御手廻大会議ヲ開キ

一封ノ意見書ヲ邑政堂ニ出ス。其ノ要領ハ、我

ガ益田家ハ北門要衝ノ地ヲ領シ、方今外夷掃攘

（打ちはらう）ノ令ヲ奉体シ、尤モ忠勤ヲ抽ン

ズベキ秋ナリ。就テ八主人親施ヲ其ノ采邑須  
佐ニ謹慎蟄居シ、末家諸氏ノ監督ヲ受ケシメ  
万一非常ノ事アラバ邑中ノ士民ヲシテ其ノ指  
揮ヲ仰ガシメラレ度キ旨本藩ヘ歎願セラレタ  
シノ意ナリ。大組四組等又相尋ネテ大同小異  
ノ建書ヲ為スト雖モ邑政堂八姑息因循其ノ説  
ヲ容レズ、壮烈ノ士漸ク迫ルニ及ンデ家臣一  
般署名ノ歎願書トシテ差出スヲ許セリ。

此度京師變動ニ付テハ右衛門之介殿被蒙  
御不衡徳山ヘ御預ケ身柄禁錮被仰付誠ニ以テ  
恐入り候御儀ニ御座候 御譴責ノ儀八御大典ヲ  
以テ被仰付筋モ可有之候得共 私共臣下之身分  
ニテハ眼前ノ艱難ヲ不堪見聞不得巳歎願申出  
ノ趣八主人壮拳ヨリ御奉公一途被<sup>つくされ</sup>竭心力相模  
国御備場（黒船来航の警備）出張以来地方所  
動ヨリ引続キ江府（江戸）再度ノ御供直様京  
師御滞留御周旋筋御手伝<sup>被</sup>申上尚又<sup>被</sup>昨年上京  
八月十八日ノ變動何レモ不容易御時ニ候共 報  
国ノ忠節一途ニ被相勤、千辛万苦被遂其節祖

先右衛門介藤兼殿以来御当家重<sup>（代カ）</sup>大之被蒙御鴻恩  
代々無二之覚悟被致候段ハ、深重ノ神誓御当家  
吉川家ヘ対シ御取替シノ儀恐多クモ仰徳神君御  
照覽之前、末代無相違、粉骨砕心之御奉公者、  
祖先ヘ対シ候テモ当然ノ儀ト被相心得、況ヤ主  
人弱冠ヨリ御憐撫ヲ以テ仕途被召出、是迄別而  
厚ク御籠遇之儀、寢食ノ間モ不被致忘却、何卒  
御恩沢ノ万一ヲ被報度取分被致尽力近年一途ニ  
公事ヘ一身ヲ被委、自家ノ儀者何モ被捨置、伏  
而者、家産モ追年空乏、旅用軍費モ尽果テ候ヘ  
共、只上下霜寝露宿、艱難ヲ極メ、自他之御役  
筋尖々被遂其節兼而於内輪被申諭候儀者、近ク  
八当尊公身ニ余リ候御仁恩、遠ク八祖先歴代難  
有被恩召候、家名ノ瑕瑾竭家尽身候而モ此時節  
忠勤不申上候テハ、報国之一端不相立ト被存込  
微臣私式ニ於テモ其意ヲ遵奉罷在候。今般京師  
變動ノ趣ニ付 不凶御敵譴之身ト被相成誠以残念  
至極ニ奉存候。尤於上国其節政府之御建議御成  
算者如何ニテ御在候哉難量候得共、微臣之管見

(せまい見方)ニテハ、賊党奸計ヲ巧ミ正路ヲ塞ギ、却テ叛ヲ以テ討伐ノ勅ヲ乞イ、天龍寺、天王山ノ諸勢ハ討手差向候手筈、危急旦夕ニ相迫リ、退テ歎願ノ儀ハ差置、進而誅賊ノ場合ニ差掛リ実以義心激烈、不堪憤懣、眼前ノ賊徒為国家誅滅之議論ニテ為有之哉、縮ル処右一挙ヨリ御国御大事之御場合ニ立行候段ハ奉恐入候。乍去前件申上候主人年来ノ素志ニテ者、只忠義一途ニテ其時之穿鑿不被行届終ニ賊計ニ墮リ候儀者口惜シキ次第、是ト申スモ何卒報国之丹心相果シ度被存入、却テ輕拳ニ相成候節、於此段者今更噬臍(へそをかむ)ノ思残悔無限候得共、畢竟(つまるところ)主人於存慮者真心之一徹ヨリ被踏込候訳ニテ、一毫ノ不忠節被差構候筋無之、青天白日ヲ盟ヒ、有忠志而無私心段、乍不及微臣等常々附添見聞候儀、於官府モ是迄ノ御奉公振御手当モ可有之義ニ奉存候。就テハ此度ノ罪状赤心忠不忠之処其濫觴(事の起り)御憐

察被成下、偏ニ参リ掛リ御斟分ヲ以テ、追々御寛典ニ被処候様御処置被成下候ハハ於臣等此上ノ御洪恩蒼海猶浅ク可奉感泣候。乍去只今主人之幽囚其科ヲ以テ御国之御名分ヲ被正候儀、無御余儀次第、於主人者謹慎被罷居、猶更報国之端ニ相当リ候得共、幾心モ今般之儀者時所ヲ誤ラレ候一途ニテ為国家毫厘ノ私曲無之段ハ克御弁別ヲ以テ結局之御捌キ偏ニ功罪相償ノ御憐恕ヲ以テ御寛宥ニ立行候様、御執計之程奉歎願候。尤モ主人幽囚中差当リ身心疲弊之憂モ旦夕ニ御座候間、是レ亦御規則相立候ハハ、身心取凌相成ル丈ニ御緩メ之御詮議被仰付被下候ハハ、謹デ後日ノ公裁ヲ相俟之外、更ニ異議無御座候条、此ノ段ヲモ御洞察奉仰候程、御邦典被相立候。御裁許央微臣之身分歎願之儀者恐多ク奉存候へ共、幾重モ臣子ノ情実主人御奉公一途被致勉励候忠志、却テ一身之不幸ト相成候段、幾心モ残悔無限ニ存シ奉リ候二付、不得止平生之志願見聞之所ヲ以テ御願仕候間、偏ニ公明正

大ノ御勤弁ヲ以テ寛大之御所置被相行候様伏  
テ奉歎願候条、此段宜敷様御建議之程奉祈候  
謹白。

益田右衛門之介 家来中

九月下旬ニ至リ本藩俗論党ノ気焰最モ熾ン  
ニシテ正義ノ士ヲ蛇蝎視シ、各地ニ於テ粗暴  
ノ挙動アリ、其ノ説ニ曰ク山口ノ新城郭ヲ毀  
テ周防一國ヲ割与シテ問罪使ニ謝スベシト。

麻田公輔氏八國論ノ變動ヲ察シテ屠腹セリ。

十月三日藩主公八萩城へ御移転、岩国並ニ  
長府、清末之諸公、亦入萩アリ、六戸備前、  
清水清太郎ノ正義ノ派ヲ貶斥（位を下げて左  
遷する）シテ両職ハ毛利伊勢、井原主計ニ任  
ジ、其ノ他熊谷式部ヲ始メ俗論党ヲ登庸セラ  
ル。賊魁財満新三郎、嶋尾五郎右衛門等六百  
名清光寺ニ会シテ結党ス。所謂撰鋒隊ナリ。

御沙汰書

益田右衛門之介 親類中

并家老共

右先達而当役中申聞置候通 嫡子精次郎  
致補佐 用ニ相立候様申合、精々可令心  
遣、尤右衛門介身上ニ付如何様申付候共  
家来末々ニ至ル迄不心得之儀於無之者、  
家名無相違可立遣ニ付、屹度鎮静セシメ  
候様可申聞事

幕府ハコノ機ニ乘ジテ征長ノ挙ヲ果サント欲  
シ、尾張前大納言徳川慶勝ニ命ジテ二十一藩ノ  
総督タラシメ、石川佐渡守ヲ問罪使トシテ安芸  
広島ニ至ラシメ、我藩主ニ公ノ官位及松平ノ称  
ヲ剥奪セリ。是ニ於テ本藩ニ八諸隊ニ分散ヲ命  
ジ、三国老ノ首級ヲ渡シ、山口新城ヲ破却スル  
ノ議ヲ決ス。始メ小国融蔵八山口徳山間ニ潜伏  
シ、在邑大谷撲助ト内外相応シテ共ニ計ル所ア  
リシガ、本藩政府ノ処断ト俗論党ノ挙動ヲ探偵

スルニ、三国老ノ身上頗ル危急ナリ。故ニ諸隊ハ協同シ義兵ヲ挙ケ三国老ヲ救イテ須佐ニ抛リ、国内ノ賊ヲ一掃スルノ計画アリ。福原亦之ニ応ズルノ意アルヲ以テ、日夜兼行邑ニ歸リ、育英館日進堂ニ有志会ヲ開ケリ。実ニ十一月朔ナリ。コノ会ヤ議論ニ途ニ分ル。一八曰ク、先ズ山口御在寓ノ七卿ヲ擁シ、徳地ヲ經テ徳山ニ出デ、義旗ヲ翻シテ操（惣）持院ニ闖入シ、主君ノ禁錮ヲ解放シテ諸隊ノ応援ヲ待チ、以テ二州ノ生氣ヲ恢復セント。一八曰ク、曾ツテ徳山御禁錮ノ状ヲ聞クニ、警衛ノ嚴肅ナル 若シ一朝事発セバ災害先ズ主君ノ身ニ及ブハ必然ナリ。主君ハ実ニ牘（古代の樂器）中ノ宝玉ナリ、妄リニ其ノ牘ヲ破碎シテ玉ニ一点ノ暇無カラシムルハ至難中ノ至難ト云ウベシ、故ニ本藩政府ニ歎願シ只管寛大ノ処置ヲ仰グニ如カズト。後ノ説多数ナルヲ以テ之ヲ邑政堂ニ建議スト雖モ俗吏等本藩ニ直接出願スルヲ憚リ、躊躇決セズ。其ノ説

二曰ク、曾ツテ岩国吉川殿御末家益田伊豆殿御扱イノ事モアレバ、彼ノ家ヘ万依頼スルコソ恭順ノ命ヲ遵守スルモノト云ウベケレト。

全二日 安富九郎兵衛宅ニ会議ス。松原仁蔵ヲシテ徳山府ノ事情探訪ノ為ニ急行セシム。全夜更ニ育英館日進堂ニ会場ヲ移転シテ徹夜相議ス。

茲ニ邑政堂ハ専ラ本藩ノ恭順主義ヲ守レルニ館中有志会ノ説動モスレバ過激ニ渉ルヲ憚リ各級ノ合同會議ヲ嚴禁セリ。仍而翌三日ヨリ解散更ニ大組、御手廻リ組士等各一級限り集合所ヲ設ケタリ。

全四日 安富九郎兵衛宅ニ於テ御手廻會議ノ際大谷撲助、膝ヲ進メテ曰ク、主君御切迫ノ今日ニ於テ臣タル者豈寢食ヲ安ズベケンヤ、邑政堂ハ固ヨリ姑息因循俗論ノ焦点ナレバ、其ノ令ニ背力ザラントスレバ到底不忠ノ罪ニ陥ラレ、佞令徳府ヨリ救イ出スコト能ワザルモ、吾輩有志ハ卒先御警衛ト弥シ、強イテ彼ノ地ニ至リ、万一人ノ大非運ニ遭遇セバ、列座屠腹（切腹）

シテ以テ冥途ノ**供奉**ルコソ臣子タルモノ、本分ナレ、君辱則臣死矣、諸君以テ如何トナスト。コノ説ヲ賛シテ全盟結約スル者僅力二十五名。

安富九郎兵衛、市山淳蔵、宇野魁助、品川小五郎、山科好槌、津田公輔、大橋三木三、岡部東三、黒谷豫四郎、原井直助、柴田筆吉、大谷要太郎、安富五郎、山下少輔、山下範三郎

折るゝとも同じみさおや雪の竹

山下少輔 吟

是ニ於テ主君警衛ノ為メ徳山出張ヲ邑政堂ニ陳情シ、旅装已ニ整イ、將ニ途ニ上ラントセシニ、当時本藩御目付 村尾治兵衛、御末家益田石見殿、并ニ小笠原次郎太郎等滞須、専ラ鎮撫ニ従事スレバ、邑政堂ハ唯々諾々其ノ指揮ヲ仰ギタリシヲ以テ、右ノ陳情ヲ得ルヤ周章狼狽（あわてふためく）シテ俄カニ御用人松本良左衛門ヲシテ本藩政府へ歎願ノ為出発

セシム。御目付村尾氏等其ノ情勢ノ穩力ナラザルヲ察シ邑政堂ニ報ジテ曰ク、親施公ノ御身上安全ナルコトハ確報ニ接シタリト。邑政堂大谷撲助等ニ諭スニ、主君ノ御身上ニ於テハ決シテ懸念スベカラザル旨其ノ筋ヨリ信ズベキ報知アリタレバ、邑政堂其ノ安全ヲ保証スベシ、輕拳事ヲ過ルコト勿レト明言シ、而シテ万一壯士輩ノ脱走アラバ途ニシテ之レヲ逮捕セシメント其ノ準備ヲナシタリ。拾六士八其ノ筋ヨリ信ズベキ報知アリト云アルニ欺カレテ発途ヲ猶豫シ、益々同類ヲ誘導スルニカメタリ。

全九日 邑政堂ヨリ吉川侯へ主人放免ノ御取扱請願ノ為メ益田丹下ヲ出発セシム。

全十日 萩品川某等ヨリ飛報アリ、曰ク、三太夫屠腹ノコト決セル事ヲ探偵セリト、有志等非常ノ激昂頗ル不穩ノ狀況アリシニ、又報ジテ曰ク、前報知ハ小笠原弥左衛門無根ノ妄言ヲ流布セシメテ人心ヲ惑ワシメタルモノナル由ナリト。コノ報ノ達スルニ及ンデ稍々鎮靜ニ歸シタリシ

毛翌十一日ヨリ十二日ニ至リ松原茂一郎、荻野咸左衛門、中村藤馬、石川完三、三好久平等続々徳府ヨリ歸邑シ、主君ノ御身上漸ク切迫ノ事ヲ探知セシ由ヲ報ズルト雖モ、俗吏八巷説信ズルニ足ラズトシテ曰ク、主君ノ御安否八本藩政府ノ内情ヲ探ラント其ノ手続ヲ具エテ怠ラザル所ナリ、尚又万一御大事ニ決定セバ、当御家ニ対シテ其ノ命アルヤ必セリ。

輕拳事ヲ誤ル勿レト。小国融蔵八大谷撲助等ト相謀リ、士卒一般へ急報シテ有志大会議ヲ紹孝寺ニ開ケリ。融蔵曰ク、昨日ヨリ今日ニ至リ、徳府ノ變報続々相達セリ、邑政堂ハ浮説流言信ズルニ足ラズト為スト雖モ、本藩ノ恭順主義、幕府へノ謝罪ノ策ハ三国老ヲ嚴罰スルヲ以テ第一着手ト為スニアリ、故二事茲ニ至ルハ避クベカラザルノ勢ナリ、呼鳴主君御幽囚後五旬有余ノ日子ヲ議論ニ浪費セシモ畢竟（結局）邑政堂ノ俗吏ニ欺カレ、一挙手一投足毎ニ幾多ノ束縛ヲ受ケタルニ職由セザ

ルハナシ、諸士今ニシテ臍（へそ）ヲ嚙ムモ何ゾ及バン、諸士ヨ、断然決意今ヨリ相与ニ脱シテ徳府ニ赴キ、セメテ主君ノ御最期ヲ送り奉ラント。其ノ言未ダ竟ラザルニ、昨十一日三国老割腹ノ命アリト確報アリ、衆相見テ失色号哭（声を上げて泣く）スルモノアリ、扼腕（腕をにぎりしめてくやしがる）スルモノアリ、或ハ俗吏ノ苟安（じゅあん一時のがれ）ヲ罵リ、或ハ自己ノ不<sub>レ</sub>断ヲ悔イ、満場恰モ狂スル如シ。融蔵等慰諭（なぐさめさとす）シテ曰ク、事はニ至ル、千悔万悟何ゾ及バン、速力ニ散会シテ主君ノ御遺骸ヲ奉迎シ葬儀オワリテ後、徐口ニ計ル処アラン、ト。衆其ノ旨ニ從イ各々帰宅シ奉迎ノ為メ出發ス。コノ会ニ列スル者御手廻及四組ノ中ニシテ大組ヨリ出席セシモノ八宅野太郎一人ノミ。

全十三日 払暁（明けがた）徳山ヨリ飛報アリ一昨十一日、徳山操（惣）持院ニ於テ主君御屠腹、御逝去アラセラレタリト。始メテ俗吏ノ昏睡ヲ攪破セリ。中村藤馬、御馬屋組忠之丞ニ命

ジテ御遺骸奉迎ノ為メ出發セシム。

御罪状

益田右衛門之介

右在役中姦吏ト共ニ徒党ヲ結び古来ノ御法

改革ニ託シ私意ヲ以テ御国体ヲ破リ 剩ヘ天朝

幕府ヲ蔑シ 自身ノ譴責相迫リ候ニ至リテ八軍

粧ヲ以テ京師ヲ擁シ 恐レ多クモ奉驚宸襟候次

第 更ニ被仰付分ノ御手段モ無之 終ニ御国難ニ

至リ候段 不忠不義ノ至リ不謂事ニ候 依之切腹

被仰付候事

十一日夜九ツ時(十二時)御切腹、介錯八

益田与一郎氏ナリ。当時檻外(牢の外に仕え

る者)伺候八松原仁蔵、有田新左衛門二名ニ

シテ、仁蔵等益田与一郎氏ニ付テ拝謁ヲ乞ウ

ト雖モ許サレズ。

仙相院殿へ御遺書

京師變動一件ニ付テ八御国朝敵ト相成リ候

由 就テハ、私割腹被仰付候トノ御事 則割腹仕

候 死後ノ件ハ精次郎成立御役ニ相立候様是祈

也

御辞世二首(真偽未詳トイエドモ他日ノ

考証ヲ待ツ)

よしあしの名をばいかでかいとはまし

かねてぞ君にさゝげつる身は

消えゆけば草葉のかげに思ふべし

きみのみ国のはてはいかにと

松原仁蔵、有田新左衛門、伊藤与平等御遺骸

ヲ供奉シテ帰須ノ途へ上ル。

全十三日 夜四ツ時(十時)弥富村全柳寺御着

駕。

全十四日 昼四ツ時御発駕、七ツ時(四時)大

湊寺御着駕アリ。

然レドモ御首級八岩国ニ於テ幕吏ノ実検ニ供セ

シ由、臣子ノ情実豈(どうして)切齒ノ至リニ

堪エンヤ。又御罪状ヲ一見センコトヲ邑政堂ニ

乞ウト雖モ、邑政堂ハ御罪状未ダ到着セズト答

エタリ。是ノ時御罪状ハ己ニ御末家ヲ経テ落握

セシモ、俗吏等或ハ沸騰ノ原因タランコトヲ怖

レテ邑宰益田三郎左衛門密ニ之ヲ懷ニセシコト後ニ発露セリ。

全十五日 夜暴雨軸ヲ流ス。御葬送式執行アリ、高照院殿大義全明居士ト諡ス。御埋葬終ルト雖モ、御首級ノ御歸邑ナキヲ以テ、有志者ハ勿論、俗吏モ東西奔走シテ相与ニ二百万尽力セリ。

大谷撲助ハ其ノ師小國融蔵等ト共ニ親施公ノ股肱トナリテ国事ニ奔走シ、大イニ寵遇ヲ受ケタルヲ以テ哀悼ノ情禁ズル能ワズ、終ニ追腹（後を追つて腹を切る）殉死ノ意ヲ決シテ邑政堂ニ出願セリ。

### 殉死願書

私儀一昨年以来殊ニ

旦那様ノ御志ヲ奉ジ、乍不及尽力周旋仕リ居候処 旦那様御事此度徳山ニテ御最後ノ段承之不堪号哭悲泣ノ至リ、付テ八私儀年来尽力ノ所詮モ無御座、尚御役ノ端へ被召加居リ候御厚恩ニ奉対、御棺前ニ

於テ殉死仕リ度ク奉存候間、此段被遂御許容被下候様宜敷御取成奉願候 以上

十一月十四日

大谷撲助

邑政堂之ヲ許サズ。撲助曰ク、迫腹ヲ為ス能ワザレバ別ニ図ル所アルベシト。即チ断髪シテ親施公御揮毫ノ一軸ヲ正寝ノ床ニ掲ゲ、朝夕香花ヲ供シ、毎日御墳墓ニ参詣セシカバ、俗吏等撲助異様ノ墓参ヲ嫉ミ、且ツ平素小國融蔵ト正義ノ主唱トナリ、士民ヲ鼓舞奨励シ（動モスレバ邑政堂ガ確執スル所ノ恭順主義ニ背ケル運動ヲ為セルヲ嫌疑（きらう）シ、全時ニ融蔵、撲助ノ謹慎ヲ命ジテ外出及ビ他人ノ面会ヲ禁ジタリ。

撲助詩アリ、因ちなみニ茲こゝニ記ス

跼天踏地一固星 駮賊禁門終見血 一片氷心万

死身 旧知唯有故山月 朔風吹髪折志肝【注】 夙向東

方拜天闕 陰雲釀雨日光寒

全八日御首級ノ帰須アリ御墳墓ニ蔵メ奉

【注】「衣上涙痕曾不乾」が抜けている

ル。萩居住藤田篤輔芳門ヨリ其ノ師小国融藏ニ書ヲ寄セテ殉死ノ事ヲ計ル。融藏答エテ曰ク、時機待ツベシ、今日ノ事死シテ冥途ニ從ワンヨリ八生キテ亡君ノ御意志ヲ続クノ勝レルニ如カザルヲ以テ、諭シテ之ヲ止ム。如斯テ本藩八奸賊要路ニ当リ、三国老ノ首級ヲ幕吏ノ実檢ニ供シ、參謀ノ土穴戸左馬之介、中村九郎、竹内正兵衛、佐久間佐兵衛等ヲ始メテ正義ノ徒ヲ斬首シ、四境ノ関門ヲ毀チテ諸隊ノ分散ヲ命ズレドモ、諸隊八之二応ゼザルヲ以テ、清光寺屯集ノ撰鋒隊八屢々俗吏ニ迫リテ諸隊ヲ追討シ、六卿（七卿ノ内正親町殿八薨去シアリ）ヲ遠流（島流し）シ、尚両君侯ヲ退隱セシメテ、三十六万石ノ封八削ラレテ一万石ヲ残スモ毛利ノ家名ヲ断絶セザレバ足レリト畏縮とつゝあん偷安（おそれて一時のがれの安全をはかる）ノ念ヲ抱キ、因循苟且こじしよノ処置ヲ專一

トセシニヨリ、諸隊八六卿ヲ保護シテ長府ニ逃レ、六卿八筑後久留米ニ御渡海アリテ諸隊八長府清末、馬関ヲ固守ス。

御沙汰書

敬親

殿様御実名右之通り被復候事

廣封

若殿様全断

子十一月

先般京師變動ニ付テ迫々仰聞候通り被為对朝廷公边御恭順ノ御誠意致貫徹候様ニト夜白被遊御苦慮候処 於手下不心得之者有之  
御趣意ヲ取り違工聊モ御恭順ノ手障リト相成候様ノ儀致出来候テ八相不濟事  
ニ付 万一右様ノ族於有之者 速力ニ被御詮議屹度可被及御沙汰候 此ノ段兼テ内意被仰付候事

子十一月

益田右衛門之介

親類中  
并二家老共

右此ノ内被成御意候通 嫡子精次郎致補佐 用二

相立候様申合精々可令心掛 付テ八家来共未々

二至ル迄不心得無之二才イテ八家名無相違可

被立遣候様吉川様ヨリ被仰立モ有之候二付 令

鎮静候様可申聞候事

十一日二至リ遂ニ諸隊追討ノ令ヲ發セラル。

元治二年（一八六五）乙丑正月諸隊討伐ノ軍

兵出發ス。諸隊八高杉晋作ノ指揮ヲ以テ義兵

ヲ拳ゲ馬関會議所ヲ襲イ萩、山口ノ二道ニ別

レテ進撃ス。

御沙汰書

此ノ度鎮静方為御見届尾張前大納言様ヨ

リ石川佐渡守殿其ノ外被差下候処御恭順

筋被成御行届候由ニテ四境八諸隊出張ノ

御人数モ引取りニ相成リ候ニ付テ八尚更

以テ御恭順貫徹致シ候様能々可申聞候 万

一不心得之者於有之者御詮議ノ上重キ御咎

被仰付候事

丑正月

全月六日ヨリ七日二至リ、美祢郡絵堂ニ於テ

激戦追討ノ賊敗走ス。

御沙汰書

諸隊ノ者共乱暴ノ次第片時モ難差置ニ付

御末家様方御一門老中之面々者諸所出張

被仰付ニ付 乍恐殿様御名代トシテ若殿様

急速御巡見被遊候 就テ八諸士中ノ妻女八

不及申惣ジテ御国民トシテ八此時ヲ以テ

御奉公御手伝可仕段八勿論ノ事ニ付諸隊

へ内通致シ候者惣テ不審躰ノ者八見当リ

次第召捕リ糾明ノ上切捨被仰付候 左候（

そうして）テ其ノ趣委細支配支配へ届出

候様被仰付候事

丑正月

全十日 大田 川登 大木津等諸所ニ転戦シ、十四

日二至リ諸隊八長登屯營ノ賊ヲ襲撃ス。賊大イ

二狼狽兵ヲ曳キ走ル。此ノ報ノ仄ニ撲助ノ耳朶（耳たぶ）ニ触ル、ヤ、慷慨悲憤止マズト雖モ、如何セン俗吏八常ニ其ノ挙動ヲ偵ハシメ、非常ノ準備至ラザル所ナレバ、一身ノ自由ナラザルヲ以テ、毫モ運動ヲ試ミルニ由ナシ。津田公輔兼常曾ツテ撲助ノ節義ヲ慕イ、共ニ盟ウ所アルヲ以テ、百方策ヲ画シテ小国融藏ト陰ニ氣脈ヲ通ゼシム。

周防ノ名士大楽源太郎曾ツテ撲助ト友トシテ善シ、故ニ親施公ノ逝去ニヨリ撲助ヲ弔シ且ツ邑中ノ近状ヲ詳カニセント欲シテ来須セリ。然ルニ、恰モ撲助ノ謹慎中ナレバ、大イニ落胆シ歸ラントスルモ、空シク歸ルニ忍ビズ、窃ニ面接シテ、其ノ鬱陶ヲ慰シ、互ニ将来ヲ約シテ句ニ別レヲ告ゲ。

須佐道中作 西山 大楽源太郎

国歩銀難歳又終 男子豈敢哭途窮

古人家在萬山北 三日独行風雪中

本藩ヨリ諸隊追討ノ令アリ

御沙汰書

益田右衛門之介 跡

右家名立遣候段 先達申聞置候処 鎮静方行届候ニ付先知之儀モ弥々以テ無相違立遣候条 其旨能々相心得暴動追討ノ為早々人数可差出候事

益田右衛門之介 跡

家来中

右賊徒討伐被仰付候ニ付益田石見差図ヲ請候様被仰付候事

益田石見

右益田右衛門之介家来令引卒篠目通り山

口へ打入り毛利筑前ト謀合賊徒可令討伐

其他臨機ノ取計イ可有候事

右発令後本藩ヨリ邑政府ニ向ツテ速力ニ其ノ命

ニ応ズ可シト督責（責任を追究）厳ナリト雖モ

邑政堂八士卒大半之ニ応ズルノ状無キノミナラ

ズ、却テ激動ノ媒（なかだち）タランコトヲ恐

レテ、天王山敗軍ノ際、古来所蔵ノ兵器悉皆（

散乱遂失シテ俄力ニ出兵ヲナスベカラズト上申シテ、荏苒（何もせず）日月ヲ経過セリ。

此ノ時諸隊ヨリモ三国老ノ冤罪（無実の罪）ヲ雪グノ義拳ニ声援センコトヲ請求セリ。其ノ書ハ福原家ヨリ転致セシニ、俗吏八邑中正義派鼎騰（にえかえる）ヲ憚カリ、深ク邑政堂ノ筐底（書類箱の底）ニ蔵メテ発表セズ。大谷撲助、河土範三、津田公輔等ト共ニ脱走、諸隊ニ加盟スルノ策ヲ決シ、九名ノ同志ヲ鳩合せリ（呼び集める）。

元治二年乙丑正月廿四日夜、九名ノ同志ハ大谷撲助宅ニ相会シ、「斬奸（わる者を斬る）ノ密議タリシモ故アリテ果ス能ワズ」鶏鳴（明け方）旅装ヲ整エテ出発ス

### 届書

御届申上置候事

臣等此ノ度脱走仕候儀

幼君へ対シ候テハ其ノ罪ノ軽重ハ申ス

迄モ無御座候 然ル処亡君御割腹ノ儀ニ

付テハ、其以前臣等死力ヲ究メ御保護申上度、種々献言仕候得共役人等専遮之、

終ニ御無念ノ御最期ニ被為至候段 不堪号哭悲泣之至候 就而者速ニ御割腹ノ御罪状明白ニ相質シ、御書置ノ御趣意ヲ守リ、幼君ヲ守リ正義ヲ貫キ、亡君ノ御遺恨相霽シ、益田家ノ威徳万古ニ相輝キ候様有之度日夜苦慮仕候得共、只管御鎮静之折柄時勢ヲ相待チ居リ候、実ノ処神明ノ加護モ有之候哉忽諸隊義兵ヲ拳ゲ候ニ付キ臣等幸ニ平生ノ存念相果シ度候而、己而脱走仕候間何卒暫時ノ御暇賜リ度伏而奉願候 此ノ段御届申上候 誠恐頓首

梅津 熊之進

河上 範三

原井 直助

山下 範三郎

安岡 五郎

黒谷 豫四郎

津田 公輔  
大橋 三樹三  
大谷 撲助

親施公墓前上書

臣等今日ニ至ル迄奸吏ノ暴威ヲ憚リ循  
(順、したがう)ニ打過候段実ニ御靈

前へ罷出候モ恐多奉存候 然ル処此度諸

隊義兵ヲ拳ゲ候ニ付、臣等幸ニ隊中ニ

入り、身命ノアラン限り八年来ノ御趣

意貫徹致シ候様誓テ尽力可仕候 此段御

聞届ケ可被下候様奉願上候 泣血再拜

元治二年丑正月

河上範三御墓前ニ呈セシ歌一首

うづもれし君が真心ひきあげて

雲居に長く仰ぎまつらむ 俊 慎

各級士族へ遺書

私共儀別紙ノ趣ニ付テ八国ノ大禁ヲ犯  
シ候事素ヨリ欲スル所ニテ八無御座候  
得共、御家浮沈之境ニ立ち至リ御鎮靜

ニテ已ヲ守リ候而者、忠節モ不任心候故  
無余儀脱走仕リ、外ヨリ尽力可仕候間、  
於御内輪一入御尽力ノ程奉冀候 以上

正月四日

九名連名

大組  
御手廻各御中  
四組

右一通ニ届書写相添工

小国融蔵へ遺書 門扉へ貼付ス

私共寸忠ヲ尽シ度ニ付脱走仕候 前以テ先

生へ御咄不申段御遺憾可有之候 此上八御

内輪ニテノ御処置宜敷御願仕候 以上

大谷 撲助  
大橋 三樹三  
黒谷 豫四郎  
安岡 五郎  
津田 公輔  
山岡 範三郎  
原直 範三郎  
河上 範三郎  
梅津 熊之進